いすみ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月18日

いすみ市長　小野正利

いすみ市条例第24号

いすみ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

いすみ市認可地縁団体印鑑条例（平成17年いすみ市条例第14号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（登録） 第４条　市長は、前条第１項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の３第１項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。	（登録） 第４条　市長は、前条第１項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第２項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。
（代理人による申請） 第12条　地方自治法施行規則第19条第１項の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。	（代理人による申請） 第12条　地方自治法施行規則第19条第１項第１号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。
２　（略）	２　（略）

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。